



KAWASAKI CITY

環境アセスメントに係るお知らせ

平成24年6月7日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）条例第35条に基づき、**武蔵小杉駅南口地区東街区第一種市街地再開発事業に係る事後調査報告書（工事中）**の縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	事後調査実施者	神奈川県川崎市川崎区東田町8番地 武蔵小杉駅南口地区東街区市街地再開発組合 理事長 高松 茂
	指定開発行為の名称	武蔵小杉駅南口地区東街区第一種市街地再開発事業
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為） 高層建築物の新設（第1種行為） 住宅団地の新設（第2種行為） 大規模建築物の新設（第2種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市中原区新丸子東三丁目1301番地、1302番地、 1303番地（開発区域面積：約17,130㎡）
	指定開発行為の目的	共同住宅、商業施設の新設及び公共施設の整備
	指定開発行為の内容	計画戸数：506戸 計画人口1,517人 建物高さ：約14.4m 建築面積：約5,527㎡ 延べ面積：約75,477㎡
	事後調査の項目等	大気質
	環境影響評価の手続経過	平成18年3月17日 条例環境影響評価準備書公告 平成18年6月27日 条例環境影響評価審査書公告 平成18年7月31日 条例環境影響評価書公告
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成24年6月7日（木）から 平成24年7月6日（金）まで 土曜日、日曜日及び祝日は除きます。 時間：午前8時30分から午後5時15分まで 上記期間中、本市ホームページにて標記事後調査報告書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm
	縦覧場所	中原区役所及び本庁（環境局環境評価室）
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> 縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境の保全の見地から御意見を有する方は、次の期限までに、市長に対し、意見書を提出することができます。 提出された意見書は個人情報伏せて、その写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限：平成24年7月6日（金） （郵送の場合は、7月6日消印有効） 提出先：川崎市環境局環境評価室 意見書の用紙：それぞれの縦覧場所に用意してあります。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称、図書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044（200）2156